一宮町国民健康保険税滞納者に係る措置の実施要綱を次のように定める。

令和７年６月 19 日

一宮町長　馬淵昌也

一宮町告示第 45 号

一宮町国民健康保険税滞納者に係る措置の実施要綱

（趣旨）

第１条　この告示は、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号。以下「法」という。）第 54 条の３第１項又は第２項の規定による特別療養費の支給、法第 63 条の２第１項又は第２項の規定による保険給付の一時差止め及び同条第３項の規定による保険給付から滞納保険税額を控除することについて、法、国民健康保険法施行令（昭和 33 年政令第 362 号。以下「施行令」という。）及び国民健康保険法施行規則（昭和 33 年厚生省令第 53 号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この告示における用語の意義は、法、施行令及び施行規則の例による。ただし、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)　滞納者　国民健康保険税（以下「保険税」という。）を納期限までに納付していない世帯主をいう。

(2)　原爆一般疾病医療費の支給等　法第 54 条の３第１項に規定する原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成６年法律第 117 号）による一般疾病医療費

の支給その他施行規則第27条の4の2の規定に定める医療に関する給付をいう。

(3) 特別療養費の支給対象者であることを示す資格確認書　通常の資格確認書に代えて滞納者に交付する施行規則様式第1号の6の5の資格確認書をいう。

(4) 保険給付　療養の給付、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費、一部負担金の減額に係る差額支給、標準負担額減額に関する特例、他法との給付調整に係る差額支給、出産育児一時金及びその他の任意給付のうち現金で支給されるものをいう。

（保険税納付の勧奨等）

第3条　法第54条の3第1項に規定する保険税納付の勧奨等については、施行規則第27条の4の4第1項及び「国民健康保険の保険料（税）を滞納している世帯主等に対する措置の取扱いについて（令和6年9月20日付け厚生労働省保険局国民健康保険課長通知）」に留意して実施するものとする。

（特別の事情等に関する届出）

第4条　施行規則第27条の5の4第1項及び第2項に規定する届書は、特別の事情に関する届書（別記第1号様式）のとおりとする。

2　施行規則第27条の5の5第1項及び第2項に規定する届書は、原爆一般疾病医療費の支給等に係る届書（別記第2号様式）のとおりとする。ただし、公簿等により調査して確認することができるときは、届書を省略させることができる。

3　前2項に規定する届書には、施行規則第27条の5の4第3項又は施行規則第27条の5の5第3項の規定により、必要な書類を添付させるものとする。

（措置対象者）

第5条　資格確認書の返還及び特別療養費の支給の対象となる者は、第3条に規定する保険税納付の勧奨等を行った滞納者のうち、前条の届出のない者又は特別の事情があると認められない者で、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 当該保険税の納期限から1年間が経過するまでの間に保険税を納付しない者

(2) 当該保険税の納期限後から1年間が経過しない場合でも、納税相談等に応じず悪質であると認められる者

2　保険給付の支払の一時差止めの対象となる者は、滞納者のうち前条の届出のない者又は特別の事情があると認められない者で、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1)　当該保険税の納期限から施行規則第32条の2に規定する期間が経過するまでの間に保険税を納付しない者

(2)　施行規則第32条の2に規定する期間が経過しない場合でも、納税相談等に応じず悪質であると認められる者

（弁明の機会の付与）

第6条　施行規則第27条の5の2の規定により資格確認書の返還を求めるときは、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項第2号の規定により、当該返還の対象となる滞納者に弁明の機会を付与することとし、同法第30条及び一宮町行政手続条例（平成8年一宮町条例第7号）第28条の規定により、弁明の機会付与通知書（別記第3号様式）を通知するものとする。

（特別療養費の支給に係る事前通知）

第7条　前条の規定により提出を求めた弁明書（別記第4号様式）が提出期限までに提出されない場合及び弁明によっても資格確認書の返還を求める処分が正当であると認められる場合は、法第54条の3第1項又は第2項の規定による特別療養費の支給について、同法第3項の規定により、特別療養費の支給に係る事前通知書（別記第5号様式）を通知するものとする。

（資格確認書の返還）

第8条　前条の特別療養費の支給に係る事前通知書（別記第5号様式）を通知するときは、施行規則第27条の5の2第2項の規定により、国民健康保険資格確認書返還命令通知書（別記第6号様式）を併せて通知するものとする。

2　当該滞納者から資格確認書の返還があった場合には、特別療養費の支給対象者であることを示す資格確認書を交付するものとする。

3　前項に規定する特別療養費の支給対象者であることを示す資格確認書の有効期限は、資格確認書の有効期限の例による。ただし、特別療養費の支給対象者であることを示す資格確認書を交付する世帯に属する全ての被保険者が原爆一般疾病医療費の支給等を受けることができることになるとあらかじめ見込まれる場合は、当該見込まれる日の属する月の前月末日を有効期限とする。

（特別療養費の支給）

第9条　施行規則第27条の5の2第1項又は第3項の規定により滞納者が資格確認書を返還したとき、又は資格確認書の有効期限が切れたときは、当該滞納者に対して特別療養費を支給するものとする。ただし、当該滞納者に対して特別療養費の支給を決定した場合であっても、その世帯に属する被保険者が原爆一般疾病医

療費の支給等を受けることができる者又は18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者は、特別療養費の支給対象から除くものとする。

（特別療養費の支給申請）

第10条　法第54条の3第1項の規定による特別療養費を支給しようとするときは、施行規則第27条の5の規定により、当該滞納者に、国民健康保険特別療養費支給申請書（別記第7号様式）に保険医療機関等に支払った医療費の金額が分かる領収書等を添付して提出するよう求めるものとする。

2　前項の申請書を審査した結果、特別療養費の支給を決定したときは、速やかにこれを支給するものとする。

（特別療養費の支給の解除）

第11条　特別療養費の支給対象となっている滞納者が次の各号のいずれかに該当するときは、法第54条第4項の規定により当該滞納者に対する特別療養費の支給を解除し、その世帯に属する全ての被保険者に係る療養の給付等を行うものとする。

(1)　滞納している保険税の完納又は著しい減少が認められたとき。

(2)　施行令第28条の6に規定する特別の事情があるとき。

(3)　その世帯に属する全ての被保険者が原爆一般疾病医療費の支給等を受けることができる者となったとき。

2　前項の規定により療養の給付等を行う場合には、法第54条の3第5項の規定により、あらかじめ当該滞納者に療養の給付等に係る事前通知書（別記第8号様式）を通知するとともに、特別療養費の支給対象者であることを示す資格確認書の返還を求めるものとする。

3　当該滞納者から特別療養費の支給対象者であることを示す資格確認書の返還があった場合には、資格確認書を交付するものとする。

（保険給付の一時差止め）

第12条　第5条第2項に該当する滞納者から保険給付の支給申請があったときは、法第63条の2第1項又は第2項の規定により保険給付の全部又は一部を差し止めるものとする。

2　前項の規定により保険給付を差し止めることを決定したときは、当該滞納者に国民健康保険に係る保険給付の一時差止通知書（別記第9号様式）を通知するものとする。

3　滞納者は、保険給付の全部又は一部の支払を一時差し止められている場合において、施行令第29条の5において準用する施行令第28条の6に定める特別の事情があるときは、直ちに、特別の事情に関する届書（別記第1号様式）を提出するものとする。

4　第1項において一時差し止める保険給付の額は、滞納額を超えないものとする。

（保険給付の一時差止めの解除）

第13条　前条の規定により保険給付の支払を一時差し止められている滞納者が、第11条第1項第1号又は第2号の規定に該当することになったときは、保険給付の一時差止めを解除するものとする。

2　前項の規定により、保険給付の一時差止めの解除を決定したときは、当該滞納者に国民健康保険に係る保険給付の一時差止解除通知書（別記第10号様式）を通知するものとする。

3　一時差止めを解除したときは、当該差し止めていた保険給付費を速やかに支給するものとする。

（保険給付費からの滞納している保険税額の控除）

第14条　第12条の規定により保険給付の全部又は一部の支払の一時差止めがなされている滞納者が、なお滞納している保険税を納付しない場合には、あらかじめ当該滞納者に国民健康保険に係る一時差止めの保険給付額からの滞納保険税控除通知書（別記第11号様式）を通知し、法第63条の2第3項の規定により一時差止めに係る保険給付の額から滞納している保険税額を控除することができるものとする。

2　滞納者は、一時差止めに係る保険給付の額から滞納している保険税額が控除される場合において、施行令第29条の5において準用する施行令第28条の6に定める特別の事情があるときは、直ちに、特別の事情に関する届書（別記第1号様式）を提出するものとする。

（書類の整備）

第15条　この告示による滞納者への措置の実施に当たっては、各措置の実施日、実施内容等を記入するため処理簿等の書類を備え、随時必要な事項を記入し、措置の経過を整理しておくものとする。

（納税相談等）

第16条　この告示による滞納者対策を実施した滞納者に対しては、その実施中にお

いても納税相談等を継続して行い、滞納している保険税の自主的な納付を促進するものとする。

（委任）

第17条　この告示に定めるもののほかこの告示の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

（施行期日）

1　この告示は、令和7年6月20日から施行する。

（一宮町国民健康保険税滞納者に対する取扱要綱の廃止）

2　一宮町国民健康保険税滞納者に対する取扱要綱（平成14年一宮町要綱第14号）は、廃止する。

別記
第１号様式（第４条）

年　　月　　日

（宛先）一宮町長

（世帯主）
住　　所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
氏　　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
電話番号 ＿＿＿＿（　　）＿＿＿＿

特別の事情に関する届書

次のとおり国民健康保険税を納付することができない特別の事情について届け出ます。

被保険者記号番号	
国民健康保険税を納付することができない理由を具体的に記入してください。	

※特別の事情があることを明らかにする書類を添付してください。

＜参考＞　政令で定める特別の事情　※（　）内は必要書類
1　世帯主等がその財産につき災害を受け、又は盗難にかかったこと。（罹災証明書、盗難証明書等）
2　世帯主等又はその者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したこと。（医師の診断書等）
3　世帯主等がその事業を廃止し、又は休止したこと。（破産証明書等）
4　世帯主がその事業につき著しい損失を受けたこと。（資産保有状況のわかるもの）
5　１から４までに類する事由があったこと。

（表面）

第２号様式（第４条）

年　　月　　日

（宛先）一宮町長

（世帯主）

住　　所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

電話番号 ＿＿＿＿（　　）＿＿＿＿＿

原爆一般疾病医療費の支給等に関する届書

世帯に属する被保険者のうち次の者については、原爆一般疾病医療費の支給等を受けることができる状況にあるので届け出ます。

被保険者記号番号		
原爆一般疾病医療費の支給等を受けることができる者		受けることができる原爆一般疾病医療費の支給等の名称
氏　　名	住　　所	

＜注意＞

1　この届出は、その世帯に属する被保険者が原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による一般疾病医療費の支給その他厚生労働省令で定める医療費関する給付を受けることができる場合に提出してください。

2　上記被保険者が原爆一般疾病医療費の支給等を受けることができる者であることを証する書類を添付してください。（公募等によって確認することができるときは省略）

（裏面）

○記入上の参考

原爆一般疾病医療費の支給等は次のとおりです（施行令第 27 条の 4 の 2)。なお、該当者については受給者証等の確認できる書類を提示してください。

1　児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 19 条の 2 第 1 項の小児慢性特定疾病医療費の支給、同法第 20 条第 2 項の医療に係る療育の給付又は同法第 21 条の 5 の 29 第 1 項の肢体不自由児通所医療費若しくは同法第 24 条の 20 第 1 項（同法第 24 条の 24 第 3 項において適用する場合を含む。）の障害児入所医療費の支給

2　予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）第 16 条第 1 項第 1 号又は第 2 項第 1 号（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）第 28 条第 5 項から第 7 項までの規定により適用される場合を含む。第 27 条の 12 第 2 号において同じ。）の医療費の支給

3　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 58 条第 1 項の自立支援医療費、同法第 70 条第 1 項の療養介護医療費又は同法第 71 条第 1 項の基準該当療養介護医療費の支給

4　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 30 条第 1 項の規定により費用の負担が行われる医療に関する給付

5　麻薬及び向精神薬取締法（昭和 28 年法律第 14 号）第 58 条の 17 第 1 項の規定により費用の負担が行われる医療に関する給付

6　母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）第 20 条の養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給

7　独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成 14 年法律第 192 号）第 16 条第 1 項第 1 号又は第 20 条第 1 項第 1 号の医療費の支給

8　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 37 条第 1 項（同法第 44 条の 9 第 1 項の規定に基づく政令によって準用される場合を含む。以下同じ。）、第 37 条の 2 第 1 項又は第 44 条の 3 の 2 第 1 項（同法第 44 条の 9 第 1 項の規定に基づく政令によって準用される場合を含む。以下同じ。）の規定により費用の負担が行われる医療に関する給付

9　石綿による健康被害の救済に関する法律（平成 18 年法律第 4 号）第 4 条第 1 項の医療費の支給

10　新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法（平成 21 年法律第 98 号）第 4 条第 1 号の医療費の支給

11　特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法（平成 23 年法律第 126 号）第 12 条第 1 項の定期検査費、同法第 13 条第 1 項の母子感染防止医療費又は同法第 14 条第 1 項の世帯内感染防止医療費の支給

12　難病の患者に対する医療等に関する法律（平成 26 年法律第 50 号）第 5 条第 1 項の特定医療費の支給

13　沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和 47 年政令第 108 号）第 3 条又は第 4 条の医療費の支給

14　令第 29 条の 2 第 8 項の規定による高額療養費の支給

15　前各号に掲げる医療に関する給付に準ずるものとして厚生労働大臣が定める医療に関する給付

第３号様式（第６条）

第　　　　号
年　　月　　日

様

一宮町長

弁明の機会付与通知書

次のとおり弁明の機会を付与しますので、行政手続法（平成５年法律第88号）第30条及び一宮町行政手続条例（平成８年一宮町条例第７号）第28条の規定により通知します。

弁明の件名	国民健康保険法第54条の３第１項（第２項）の規定による、療養の給付に代えて特別療養を支給する処分について
予定される不利益処分の内容	
不利益処分の根拠となる法令の条項	
不利益処分の原因となる事実	
弁明書の提出先	
弁明書の提出期限	年　　月　　日
備考	

第４号様式（第７条）

弁　明　書

年　　月　　日

（宛先）一宮町長

以下のとおり、弁明書を提出します。

（弁明者）住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（代理人を選任した場合）　（代理人）住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

連絡先＿＿＿＿＿（　　　）＿＿＿＿＿

弁明の件名　国民健康保険法第54条の３第１項（第２項）の規定による、療養の給付に代えて特別療養を支給する処分について

弁明の内容

弁明書の提出期限	弁明の機会の付与通知書を受けた日の翌日から起算して14日以内
弁明書の提出先	

注意事項

1　証拠書類の提出について
弁明書と併せて証拠書類又は証拠物を提出することができます。

2　代理人について
あなたに代わって、弁明の機会の付与の手続に関する一切の行為を行うことができる代理人を選任することができます。この場合には、委任状の写しを提出してください。また、代理人がその資格を失った場合も、その旨を書面で届け出てください。

3　期限までに弁明書の提出のない場合は、弁明の機会を失います。

（表面）

第５号様式（第７条）

第　　　　号
年　　月　　日

様

一宮町長

特別療養費の支給に係る事前通知書

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第54条の３第１項又は第２項の規定に基づき、貴世帯の下記被保険者に対しては、下記の日付より、療養の給付等に代えて、特別療養費を支給することとなりますので、同条第３項の規定に基づき、あらかじめお知らせします。

記

１　特別療養費の支給対象者

氏　　名	住　　所	生年月日

２　日付

年　　月　　日

３　注意事項

（１）　特別療養費の支給対象者は､医療機関等の窓口で医療費を全額支払っていただきます。後日、申請により、支払額から一部負担金相当額を控除した額の給付を受けることができます。

（２）　次の事由に該当する場合は、特別療養費の支給を終了し、療養の給付等を行います。

・滞納している保険税の完納又は著しい減少が認められたとき。
・施行令第28条の６に規定する特別の事情があるとき。
・世帯に属するすべての被保険者が原爆一般疾病医療費の支給等を受けることができる者となったとき。

（教示）

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に千葉県国民健康保険審査会に対し、審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内であっても、この処分のあった日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

（裏面）

なお、この審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に、一宮町を被告として（訴訟において一宮町を代表する者は一宮町長となります。）、この処分の取消しを求める訴えを提起することができます。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの処分の取消しの訴えを提起することができます。

① 審査請求があった日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。

② 処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第６号様式（第８条）

第　　　　号
年　　月　　日

様

一宮町長

国民健康保険資格確認書返還命令通知書

国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第27条の５の２第１項の規定により、国民健康保険資格確認書の返還を命じますので、一宮町国民健康保険税滞納者に係る措置の実施要綱第８条第１項の規定により通知します。下記のとおり速やかに返還してください。

記

１　返　還　期　限　　　　　　　年　　月　　日

２　返　還　場　所

３　返還を求める根拠

国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 54 条の３第１項の規定のとおり、特別の事情がないにもかかわらず国民健康保険税を滞納しているため

４　返還請求後の措置

返還された資格確認書に代わり「特別療養費の支給対象者であることを示す資格確認書」を交付します。（医療費は、保険医療機関等の窓口において一旦自費で全額を支払い、後日町役場住民課へ特別療養費の支給を申請することになります。）

なお、国民健康保険税の納税義務は残っていますので、滞納の状態が続くと、保険給付の一時差止め、保険給付額による滞納している国民健康保険税額の控除等の措置をとることになりますのでご注意ください。

（教示）

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に千葉県国民健康保険審査会に対し、審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内であっても、この処分のあった日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

なお、この審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に、一宮町を被告として（訴訟において一宮町を代表する者は一宮町長となります。）、この処分の取消しを求める訴えを提起することができます。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの処分の取消しの訴えを提起することができます。

①　審査請求があった日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。

②　処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

③　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第７号様式（第10条）

年　　月　　日

（宛先）一宮町長

（世帯主）

住　　所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

電話番号 ＿＿＿＿（　　）＿＿＿＿

国民健康保険特別療養費支給申請書

次のとおり、別紙証拠書類を添えて申請します。

被保険者記号・番号	
療養を受けた被保険者の氏名	
療養を受けた被保険者の個人番号	
傷病名	
療養期間	年　月　日から　　年　月　日まで
療養を受けた保健医療機関等若しくは特定承認保険医療機関又は訪問看護ステーションの名称及び所在地	
療養につき算定した費用の額	円

第８号様式（第11条）

第　　　　号
年　　月　　日

様

一宮町長

療養の給付等に係る事前通知書

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第54条の３第４項の規定に基づき、貴世帯の下記被保険者に対しては、下記の日付より、療養の給付等を行うこととなりますので、同条第５項の規定に基づき、あらかじめお知らせします。

記

１　療養の給付等を行う対象者

氏　　名	住　　所	生年月日

２　日付

年　　月　　日

＜注意事項＞

療養の給付等を行う対象者は、医療機関等の窓口で自己負担割合相当分（３割又は２割）を支払っていただきます。

第９号様式（第12条）

第　　　　号
年　　月　　日

様

一宮町長

国民健康保険に係る保険給付の一時差止通知書

国民健康保険税について、納期限後１年６か月を経過しても未だに納付されておりません。よって、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第63条の２第１項（第２項）の規定により、下記の保険給付を一時差し止めます。

なお、災害その他特別の事情により保険税を滞納している場合は、その旨を届け出てください。

記

一時差止めの対象となる保険給付の内容

保　険　給　付　の　種　類	給付対象額
合　　　計	

（教示）

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に千葉県国民健康保険審査会に対し、審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内であっても、この処分のあった日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

なお、この審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に、一宮町を被告として（訴訟において一宮町を代表する者は一宮町長となります。）、この処分の取消しを求める訴えを提起することができます。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの処分の取消しの訴えを提起することができます。

①　審査請求があった日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。

②　処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

③　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第10号様式（第13条）

第　　　　号
年　　月　　日

様

一宮町長

国民健康保険に係る保険給付の一時差止解除通知書

年　　月　　日付けで通知しました国民健康保険に係る保険給付の一時差止めについて、下記の理由により解除します。

記

1　一時差止めを解除する保険給付

保　険　給　付　の　種　類	給付対象額
合　　　　計	

2　解除の理由

（表面）

第11号様式（第14条）

第　　　号
年　　月　　日

様

一宮町長

国民健康保険に係る一時差止めの保険給付額からの滞納保険税控除通知書

現在、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第63条の２（第１項・第２項）の規定により、保険給付を一時差し止めていますが、なお保険料の滞納が続いています。このため、同条第３項の規定により、下記のとおり保険給付の額から滞納している保険税を控除します。

記

1　一時差止中の保険給付の内容及び金額

保険給付の種類	給付対象額
合　　計	

2　控除の対象となる滞納保険税

	（　　）年度	納期限	（　　）年度	納期限
第１期分		年　月　日		年　月　日
第２期分		年　月　日		年　月　日
第３期分		年　月　日		年　月　日
第４期分		年　月　日		年　月　日
第５期分		年　月　日		年　月　日
第６期分		年　月　日		年　月　日
第７期分		年　月　日		年　月　日
第８期分		年　月　日		年　月　日
随時期分		年　月　日		年　月　日
随時期分		年　月　日		年　月　日
計				

（裏面）

3　充当先の明細

年　　度	滞納保険税	充 当 金 額	差引（未納・給付）額
年度			
年度			
年度			
年度			
年度			
年度			

（教示）

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に千葉県国民健康保険審査会に対し、審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内であっても、この処分のあった日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

なお、この審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に、一宮町を被告として（訴訟において一宮町を代表する者は一宮町長となります。）、この処分の取消しを求める訴えを提起することができます。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの処分の取消しの訴えを提起することができます。

①　審査請求があった日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。

②　処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

③　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。